

指定予定者の選定結果について

担当課：健康福祉部地域福祉室障害福祉課

施設名
伊丹市立障害者福祉センター及び伊丹市立障害者デイサービスセンター
伊丹市昆陽池2丁目10

上記施設では、現指定管理者の指定期間が平成31年（2019年）3月31日に満了することに伴い、次期指定管理者となる団体（指定予定者）の選定を行いました。

選定結果の概要は、以下のとおりです。

選定団体（指定予定者）	
名称	社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会
代表者	会長 原田 賀代子
所在地	伊丹市広畑3丁目1番地
指定期間（予定）	
平成31年（2019年）4月1日 から 2024年（平成36年）3月31日 まで（5年間）	
選定方法（公募・非公募の別）	
非公募	
選定理由	
<p>伊丹市立障害者福祉センターの障がいのある市民の自立と社会参加の促進および地域における交流の推進を図るための事業として</p> <p>①身体または精神に障害があるため長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者に必要な総合的な相談および指導に関すること。</p> <p>②障がい者の社会参加の促進を図るための福祉情報の提供および交流の推進に関すること。</p> <p>③障がい者のスポーツ、レクリエーションおよび文化教養の向上に関すること。</p> <p>④各種社会福祉施設職員等の研修に関すること。</p> <p>⑤関係団体の育成に関すること。</p> <p>⑥ボランティア活動に必要な便宜の供与に関すること。</p> <p>がある。</p> <p>また、伊丹市立障害者デイサービスセンターの在宅の障がい者の健康の推進及びその自立と社会参加の促進を図るための事業として、</p> <p>①「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第7項に規定する生活介護を行うこと。</p> <p>②上記法第5条第13項に規定する自立訓練を行うこと。</p> <p>がある。</p> <p>これらの施設の事業を市の施策目標「支え合いを基調とした地域福祉」の中で挙げている主要施策「当り前の暮らしを支える障がい者福祉」の一環として進めることで、施設の設置目的や市の施策目標をより効果的、効率的に達成することができる。</p> <p>また、この法人は日頃より地域社会における社会福祉の問題の改善・向上を図ることを目的とし、組織的活動を行う自主的な民間の中核的福祉団体であり、民間組織としての「自主性」と、伊丹市行政と協働する「公共性」の2つの側面を合わせ持ち、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできるまちづくりの実現を目指した事業を、設立以来継続して展開している法人であり、その実績・経験・市民との良好な関係からも、当該施設の事業をもっとも適切に運営できると考えられる。</p>	

以上のことから「伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第7条第1項第2号により、当該団体を指定予定者として選定する。

指定予定者として選定された団体につきましては、市議会での議決を経て、正式に指定管理者として指定します。